

細目告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(駐車灯) 第52条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、車幅灯の機能を駐車灯として用いる場合にあっては第45条第1項の基準、尾灯の機能を駐車灯として用いる場合にあっては第50条第1項の基準に適合するものであればよい。 3 (略)</p>	<p>(駐車灯) 第52条 (略) 2 (略)</p>
<p>(その他の灯火等の制限) 第62条 保安基準第42条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。 2～5 (略) 6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度に変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。 一～七 (略) 八 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯 九 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の行先等を連続表示する電光表示器 十 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。） 十一 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える過負荷防止装置と連動する灯火 十二 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火 7～9 (略) 10 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、<u>自主防犯活動用自動車の青色防犯灯</u>、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。 11 (略)</p>	<p>(その他の灯火等の制限) 第62条 保安基準第42条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。 2～5 (略) 6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度に変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。 一～七 (略) 八 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の行先等を連続表示する電光表示器 九 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。） 十 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える過負荷防止装置と連動する灯火 十一 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火 7～9 (略) 10 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。 11 (略)</p>
<p>(自主防犯活動用自動車) 第76条の2 保安基準第49条の3第1項に規定する自主防犯活動用自動車とは、警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、<u>方面本部長</u>）から自主防犯活動のために使用する自動車として証明書の交付を受けたものをいう。 2 自主防犯活動用自動車に備えることができる青色防犯灯の灯光の色、明るさ等に關</p>	

し、保安基準第49条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 青色防犯灯の灯光の色は、青色であること。
- 二 青色防犯灯は点滅式（光源が点滅するものを除く。）であること。
- 三 青色防犯灯の直射光又は反射光は、当該青色防犯灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

3 自主防犯活動用自動車に備えることができる青色防犯灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第49条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 青色防犯灯の数は、1個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものを含む。）であること。
- 二 青色防犯灯は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、緩み等を生じないように屋根に確実に取り付けられていること。

（その他の灯火等の制限）

第140条 保安基準第42条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が増減することにより視感度が増減する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～七 (略)

八 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯

九 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の行先等を連続表示する電光表示器

十 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。）

十一 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える過負荷防止装置と連動する灯火

十二 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火

7～9 (略)

10 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

11 (略)

（自主防犯活動用自動車）

第154条の2 保安基準第49条の3第1項に規定する自主防犯活動用自動車とは、警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面について

（その他の灯火等の制限）

第140条 保安基準第42条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が増減することにより視感度が増減する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～七 (略)

八 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の行先等を連続表示する電光表示器

九 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。）

十 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える過負荷防止装置と連動する灯火

十一 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火

7～9 (略)

10 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

11 (略)

は、方面本部長)から自主防犯活動のために使用する自動車として証明書の交付を受けたものをいう。

2 自主防犯活動用自動車に備えることができる青色防犯灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第49条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 青色防犯灯の灯光の色は、青色であること。
- 二 青色防犯灯は点滅式(光源が点滅するものを除く。)であること。
- 三 青色防犯灯の直射光又は反射光は、当該青色防犯灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

3 自主防犯活動用自動車に備えることができる青色防犯灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第49条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 青色防犯灯の数は、1個(複数の照明部を有し、構造上一体となっているものを含む。)であること。
- 二 青色防犯灯は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、緩み等を生じないように屋根に確実に取り付けられていること。

(その他の灯火等の制限)

第218条 保安基準第42条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火(色度が増減することにより視感度が増減する灯火を含む。)を備えてはならない。

一～七 (略)

八 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯

九 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の行先等を連続表示する電光表示器

十 非常灯(旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。)

十一 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える過負荷防止装置と連動する灯火

十二 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火

7～9 (略)

10 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火(前面に備える駐車灯を除く。)を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

11 (略)

(自主防犯活動用自動車)

(その他の灯火等の制限)

第218条 保安基準第42条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火(色度が増減することにより視感度が増減する灯火を含む。)を備えてはならない。

一～七 (略)

八 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の行先等を連続表示する電光表示器

九 非常灯(旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。)

十 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える過負荷防止装置と連動する灯火

十一 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火

7～9 (略)

10 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火(前面に備える駐車灯を除く。)を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

11 (略)

第232条の2 保安基準第49条の3第1項に規定する自主防犯活動用自動車とは、警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）から自主防犯活動のために使用する自動車として証明書の交付を受けたものをいう。

2 自主防犯活動用自動車に備えることができる青色防犯灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第49条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 青色防犯灯の灯光の色は、青色であること。
- 二 青色防犯灯は点滅式（光源が点滅するものを除く。）であること。
- 三 青色防犯灯の直射光又は反射光は、当該青色防犯灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

3 自主防犯活動用自動車に備えることができる青色防犯灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第49条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 青色防犯灯の数は、1個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものを含む。）であること。
- 二 青色防犯灯は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、緩み等を生じないように屋根に確実に取り付けられていること。

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. ～4.8.7. (略)

4.8.8. 点灯操作状態表示装置等

自動車には、非常点滅表示灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって独立した点滅表示によるもの又は4.6.8.に規定する方向指示器の点灯操作状態表示装置と連動して作動する兼用式の点滅表示によるものを備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において直接かつ容易に非常点滅表示灯の作動状態を確認できる自動車にあっては、この限りでない。

4.8.9. ～4.22.3.11. (略)

別紙1～別紙8 (略)

別添54 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準

1. ～4.6.6. (略)

4.6.7. 点灯操作状態表示装置等

自動車には、非常点滅表示灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって独立した点滅表示によるもの又は4.5.7.に規定する方向指示器の点灯操作状態表示装置と連動して作動する兼用式の点滅表示によるものを備えなければならない。

4.6.8. ～4.20.3.2. (略)

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. ～4.8.7. (略)

4.8.8. 点灯操作状態表示装置等

自動車には、非常点滅表示灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって4.6.8.に規定する方向指示器の点灯操作状態表示装置と連動して作動する点滅警報灯によるものを備えなければならない。ただし、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び運転者が運転者席において直接かつ容易に非常点滅表示灯の作動状態を確認できる自動車にあっては、この限りでない。

4.8.9. ～4.22.3.11. (略)

別紙1～別紙8 (略)

別添54 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準

1. ～4.6.6. (略)

4.6.7. 点灯操作状態表示装置等

自動車には、非常点滅表示灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって4.5.7.に規定する方向指示器の点灯操作状態表示装置と連動して作動する点滅警報灯からなるものを備えるものとする。

4.6.8. ～4.20.3.2. (略)

別紙1～別紙7 (略)

別添89 運行記録計の技術基準

第三編 車載記録部を有するデジタル式運行記録計等の技術基準

1.～1.12. (略)

1.13. 「共通出力端子用ソフトウェア」とは、共通出力端子用ドライバソフトウェアにより共通出力端子を通じて出力された運行データ等について、行政庁が表示、印刷等の必要な処理を行うために使用するソフトウェアをいう。

2.～2.5.1. (略)

2.5.2. 共通出力端子用ドライバソフトウェアにより共通出力端子を通じて出力された運行データ等は、共通出力端子用ソフトウェアを用いて正常に読み取りが行えるものであること。

2.5.2.1. (削る)

2.5.2.2. (削る)

2.5.2.3. (削る)

2.5.2.4. (削る)

2.5.2.5. (削る)

2.5.2.6. (削る)

2.6.～3.2.7. (略)

3.2.8. 過渡電圧特性試験

デジタル式運行記録計を試験装置(表-2に規定する試験電圧を発生する装置(別紙2参照))に接続し、表-2のA種又はD種に規定する試験電圧を加えた場合に、その後正常に作動すること。

表-2 (略)

3.2.9.～3.2.12.2. (略)

別紙1 利用者ソフトウェアによる24時間記録図表例  
(略)

(削る)

別紙2 過渡電圧特性試験の電圧波形及び過渡電圧発生回路  
(略)

別紙1～別紙7 (略)

別添89 運行記録計の技術基準

第三編 車載記録部を有するデジタル式運行記録計等の技術基準

1.～1.12. (略)

2.～2.5.1. (略)

2.5.2. 共通出力端子用ドライバソフトウェアは、別紙2に定める仕様により、次の2.5.2.1.から2.5.2.6.までに掲げるデータをカンマ・セパレート方式の電子ファイルとして出力するものであること。

2.5.2.1. デジタル式運行記録計を特定するための識別符号 (ID)

2.5.2.2. 2.4.2.に係るファイル及び2.4.4.に係るファイルの別を表すファイル識別子

2.5.2.3. 年月日

2.5.2.4. 時刻

2.5.2.5. 2.5.2.4.の時刻における速度(2.4.4.に係るファイルにあっては、2.4.4.2.の平均速度)

2.5.2.6. 2.5.2.4.の時刻における距離

2.6.～3.2.7. (略)

3.2.8. 過渡電圧特性試験

デジタル式運行記録計を試験装置(表-2に規定する試験電圧を発生する装置(別紙3参照))に接続し、表-2のA種又はD種に規定する試験電圧を加えた場合に、その後正常に作動すること。

表-2 (略)

3.2.9.～3.2.12.2. (略)

別紙1 利用者ソフトウェアによる24時間記録図表例  
(略)

別紙2 共通出力端子からの出力ファイル仕様  
(略)

別紙3 過渡電圧特性試験の電圧波形及び過渡電圧発生回路  
(略)